

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	多額 の経 費対 象	①事務事業の概要 ②課題(目的に対する現状など)	元年度決算 額[千円]	2年度決算 額[千円]	総合評 価	①評価の理由 ②令和3年度に取組む改革・改善内容	3年度予算 額[千円]
1	一般	4	1	3	環境衛生の充実	道路の安全衛生管理に要する経費	クリーン推進課			①道路上の小動物の死体処理、市民による側溝清掃で発生した汚泥処理等を委託により実施するもの。 ②市内のほぼ全域で、経常的に小動物の死体が発生している。また、市民による側溝清掃も各地で定期的に行われているため、速やかな回収が必要となる。	5,861	5,932	6精査・ 検証	①道路上の小動物や残土が速やかに回収されないことは、環境衛生上好ましくないため事業について精査・検証のうえ継続する。 ②小動物の死体や側溝清掃の残土の回収依頼に、速やかに対応できるよう、委託業者との連携を図る。	5,889
2	一般	4	2	3	環境衛生の充実	し尿処理事務に要する経費	クリーン推進課	○		①し尿収集運搬及びし尿処理手数料徴収を行う。また水質汚濁を防止するため合併浄化槽の設置を補助する。 ②今後の先行きは不透明であり汲取り便槽及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換の件数が伸び悩むことが予想される。	93,333	90,733	6精査・ 検証	①合併浄化槽設置補助事業をより効果的な補助制度とするため、制度の周知等について更なる精査検証を行う。 ②汲取り便槽及び浄化槽の転換数の増加を図るため、対象者に対して更なるPR活動等を行い当該制度の利用促進を図る。	94,325
3	一般	4	2	3	環境衛生の充実	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合に要する経費(し尿処理等)	クリーン推進課	○		①構成団体(柏市沼南地区・白井市・鎌ヶ谷市)の地区内で排出されたし尿、浄化槽汚泥を適正処理するために建設された施設の維持管理等の経費を負担する。 ②今後も施設の老朽化による維持管理費の増加が見込まれる。	211,795	224,153	6精査・ 検証	①脱水汚泥焼却炉等、各設備の老朽化が進んでいるため必要な修繕計画を検討していく。 ②アクアセンターあじさいの修繕計画について、環境衛生組合及び構成市との調整・協議を引き続き行っていく。	187,624
4	一般	4	1	1	環境衛生の充実	狂犬病予防等に要する経費	環境課	○		①狂犬病による被害を防止するため、犬の登録及び予防注射(集合注射)を実施する。登録や予防注射済みの所有者に鑑札及び注射済証を交付する。集合注射が行えなかった場合には、動物病院で予防注射を行った後に、窓口で鑑札及び注射済証の交付を行う。また、動物愛護の観点から「人」と「動物」との共生社会を目指し、「飼い主のいない猫」による生活環境への影響を最小限に抑えるため、不妊去勢手術を行い、「飼い主のいない猫」の増加抑制を図る。 ②ここ数年の狂犬病予防注射の接種率の伸び悩み(73%台)を解消する必要がある。また、「飼い主のいない猫」の人への生活被害が寄せられている。	4,094	3,966	6精査・ 検証	①狂犬病予防法により、市に義務付けられた業務であるため、未接種犬の飼い主への督促を今後も継続していく必要がある。飼い主のいない猫による糞・尿被害や鳴き声など市民からの苦情が多くなっていることから、猫の個体数の増加を抑制するため、今後も継続していく必要がある。 ②千葉県獣医師会から動物病院での注射済証の交付についての提言があった。実施した場合、飼い主の負担軽減となるが契約締結や費用負担等の問題がある。昨年度に調査した県内34市の取り組み状況を検証し実施可能か検討する。「飼い主のいない猫不妊・去勢助成事業」については、事業開始から8年経過することから、交付決定の期間や頭数等、事業の在り方について検討する。	4,687

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	多額 の経 費対 象	①事務事業の概要 ②課題(目的に対する現状など)	元年度決算 額[千円]	2年度決算 額[千円]	総合評 価	①評価の理由 ②令和3年度に取組む改革・改善内容	3年度予算 額[千円]
5	一般	4	1	3	環境衛生の充実	四市複合事務組合に要する経費	環境課			①斎場事業の運営にかかる分賦金として、管理運営費と施設整備費を支出している。 ②馬込斎場の老朽化に伴い、令和5年3月末まで大規模改修工事を実施している。	70,290	93,966	6精査・ 検証	①斎場利用状況の将来予測等により、斎場事業の総合的な検討を行っていくため。 ②本経費は四市複合事務組合へ支払う負担金額である。令和元年10月に第2斎場が開業し管理運営費負担額が増加したため、適正な管理運営が行われているか確認を行う必要がある。	99,965
6	一般	4	1	3	環境衛生の充実	害虫駆除に要する経費	環境課			①民有地にできたスズメバチの巣について、人的被害が及ばないよう、委託業者に駆除の依頼を行う。 ②気候変動や生活環境の変化などにより、今後、スズメバチの巣の駆除について、市民からの相談や駆除要請が増加する可能性がある。	675	386	6精査・ 検証	①地球温暖化により、外来生物(害虫)が生存しやすい生態系になりつつあり、またその外来生物が原因で市民の安全を脅かす生活環境になりつつあるので、市民の安全・安心の観点からも、引き続き人の生命の危険を及ぼすスズメバチについては駆除を行う必要がある。 ②近年 Dengue 熱を媒介するヒトスジシマカや、ヒアリ、セアカコケモ等新たな外来害虫の生存が次々に確認され、今後も増加傾向が予想されるため、行政が駆除すべき害虫の選別や実施方法等の精査検証を行う必要がある。	636
7	一般	4	1	3	環境衛生の充実	公衆浴場衛生対策に要する経費	環境課			①入浴施設の衛生措置基準の遵守と公衆衛生の向上や利用促進のため衛生対策を助成する。 ○薬剤等の購入費に対し奨励金として補助を行う。 ○設備改善事業に対し要した費用の1/2の補助を行う。 ○「ふれあいお風呂の日」(毎月第2・4土曜日)に、市内在住の小学生が無料で入浴できる市内の公衆浴場に対し補助を行う。 ②家庭風呂の普及により、公衆浴場の利用者が減少している。	611	281	6精査・ 検証	①公衆浴場の確保のための特別措置法により、自治体は公衆浴場の利用の機会を確保に努めなければならないと義務付けられており、現在の浴場施設の老朽化している現状を鑑み、その改善と公衆衛生を確保するため、今後も公衆浴場を支援する必要がある。 ②公衆浴場を知らない世代に対して、触れ合いの場を提供(ふれあいお風呂の日事業)し、公衆浴場の存在意義と利用者の増加を図る。	476